
総社市中小企業支援ガイド



総社市役所 企業誘致商工振興課

はじめに

この冊子では、総社市内の中小企業者等の皆様にご利用頂ける、主な支援内容について紹介しています。なお、掲載内容については、各施策の概要ですので、実際の利用にあたっては、各ページ記載の「お問い合わせ先」にご連絡ください。

本冊子に掲載されていない支援施策についてもお知りになりたい方は、中小企業庁や県のガイドブックもご覧ください。

中小企業庁	中小企業施策利用ガイドブック https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2019/index.html
岡山県	岡山県企業サポートガイド http://www.pref.okayama.jp/page/detail-12299.html

※本冊子は、令和元年5月1日現在で編集しております。

※掲載内容については、今後変更、終了する場合がございますので、ご注意ください。

INDEX

1. 融資・資金調達

- 総社市中小企業保証融資制度3
- 岡山県信用保証協会の公的補償制度4
- 日本政策金融公庫の融資制度6
- 岡山県中小企業者向け融資制度9

2. 補助金・助成金等

- そうじゃ商人(あきんど)応援事業補助金10
- 工場立地に関する補助11
- 企業誘致情報提供報奨金13
- 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画14
- 国・県等の補助金・助成金15

3. 経営相談等

- 経営全般16
- 創業17
- 事業承継17

1. 融資・資金調達

総社市中小企業保証融資制度

総社市中小企業保証融資制度は、市内の中小企業者の金融難の緩和と経営の合理化のための設備近代化を促進し、その育成振興を図るため必要な資金を融資する制度です。

また、この制度は、岡山県信用保証協会の保証を付けることにより、金融機関より有利な条件で融資が受けられる制度です。

概要

	小口資金	特別小口資金
対象者	<ul style="list-style-type: none">市内に住所を有し、市内で同一の事業を1年以上営み、市税を完納していること岡山県信用保証協会の保証対象事業を営んでいること等	<ul style="list-style-type: none">市内に住所を有し、市内で同一の事業を1年以上営み、市税を完納していること岡山県信用保証協会の保証対象事業を営んでいること従業員の数が20人(商業、サービス業にあつては5人)以下であること等
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金
融資限度額	一中小企業1,000万円	一中小企業300万円
融資利率	年1.50%	
保証料	保証協会の定めによる	
融資期間	10年(据置1年を含む)	
連帯保証人	保証協会の定めによる	不要
担保	保証協会又は金融機関の定めによる	不要
保証料補給対象	設備資金	運転資金

※対象の資金について、岡山県信用保証協会へ支払った保証料を、市が補給します。

詳しくはこちら

総社市ホームページ「中小企業への融資」

http://www.city.soja.okayama.jp/kigyoyuuyutisyoukoushinkou/jigyoyuushi_koyou/chusyokigyoyuushi.html

お問い合わせ先

総社市役所 企業誘致商工振興課 【TEL】0866-92-8276

岡山県信用保証協会の公的補償制度

セーフティネット保証

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、岡山県信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。利用には、市の認定が必要となります。

対 象 者

号	内容
第1号	【連鎖倒産防止】 国の指定する大型倒産企業等に売掛金を有している中小企業者
第2号	【取引先企業のリストラ等の事業活動の制限】 国が指定する事業活動の制限を行っている事業者と取引を行っており経営の安定に支障をきたしている中小企業者
第3号	【突発的災害(事故等)】 事故等の突発的災害により売上高等が減少している中小企業者
第4号	【突発的災害(自然災害等)】 自然災害等の突発的災害の発生により売上高等が減少している中小企業者
第5号	【業況の悪化している業種(全国的)】 全国的な不況業種及び全国的に業況の悪化している業種に属し、国の指定する条件に該当する中小企業者
第6号	【取引金融機関の破綻】 国の指定した破綻金融機関等と取引があり、金融取引に支障をきたしている中小企業者
第7号	【金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整】 国が金融取引の調整を行っている指定した金融機関と取引があり、その借入額が減少している中小企業者
第8号	【金融機関の整理回収機構に対する貸付再建の譲渡】 取引先の金融機関から株式会社整理回収機構へ貸付債権が譲渡されたが、事業の再生可能性があるとして整理回収機構が認めた中小企業者

上記の1～8号に該当すると市が認定した中小企業者は、通常よりも有利な保証(融資)を受けることができます。

(一般保証限度額) 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内	+	(別枠保証限度額) 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内
--	---	--

詳しくはこちら

総社市ホームページ「セーフティネット保証(緊急保証制度)」

http://www.city.soja.okayama.jp/kigyoyuutisyokoushinkou/jigyoyuushi_koyou/kinkyuyuusi.html

お問い合わせ先

総社市役所 企業誘致商工振興課 【TEL】0866-92-8276

借換保証

複数の借入金の債務を一本化することで、月々の返済額を軽減し、資金繰りを円滑化することができます。

保証対象者	保証申込時点において既住の保証付き借入金の残高がある方
融資限度額	一般保証へ借換 2億8,000万円 セーフティネット保証へ借換 別枠2億8,000万円(組合4億8,000万円)
信用保証料率	借換後の保証制度による(セーフティネットの場合0.8%/年以内)

流動資産担保融資(ABL)保証

売掛金や棚卸資産(在庫商品、原材料等)を担保に、資金調達が可能です。

融資対象者	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を有する方
融資限度額	一企業者 2億5,000万円以内(※保証限度額は2億円)
信用保証料率	年0.68%

小口零細企業保証

責任共有制度の対象から除外される保証制度として小規模企業者のために創設された全国等位置の保証制度です。

融資対象者	従業員20人(商業・サービス業5人※)以下の方 ※宿泊業・娯楽業 20人以下
融資限度額	2,000万円
信用保証料率	各協会所定の料率

経営力強化保証

金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とした保証制度です。

融資対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定、計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
融資限度額	一企業者:2億8,000万円以内 組合:4億8,000万円以内
信用保証料率	金融機関所定利率

詳しくはこちら

岡山県信用保証協会ホームページ
「保証制度を探す」
<http://okayama-cgc.or.jp/hoshoseido/>

お問い合わせ先

岡山県信用保証協会
保証経営支援部【TEL】086-243-1122
倉敷支所【TEL】086-425-3103

日本政策金融公庫の融資制度

セーフティネット貸付

経営環境の変化により一時的に資金繰りに困っているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者が利用できる融資制度です。

【経営環境変化対応資金】

対象者	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方
貸付限度額	中小企業事業：7億2,000万円 国民生活事業：4,800万円
貸付利率	基準利率
貸付期間	設備資金：15年以内（うち据置期間3年以内） 運転資金：8年以内（うち据置期間3年以内）

【金融環境変化対応資金】

対象者	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方
貸付限度額	中小企業事業：別枠3億円 国民生活事業：別枠4,000万円
貸付利率	基準利率（中小企業事業は長期運転資金に限り、上限3%）
貸付期間	設備資金：15年以内（うち据置期間3年以内） 運転資金：8年以内（うち据置期間3年以内）

【取引企業倒産対応資金】

対象者	取引企業など関連企業の倒産に伴い、経営に困難をきたしている方
貸付限度額	中小企業事業：別枠1億5,000万円 国民生活事業：別枠3,000万円
貸付利率	基準利率
貸付期間	運転資金：8年以内（うち据置期間3年以内）

事業再生支援資金

法的再生や指摘整理の途上にある方に対する融資制度です。

	対象1	対象2
対象者	民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てなどを行った方で、認可決定前のうち、日本政策金融公庫の要件に当てはまる方	民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けた方、及び指摘整理に関するガイドラインに沿って指摘整理を行う方で、日本政策金融公庫の要件に当てはまる方
貸付限度額	7億2,000万円	
貸付利率	基準利率+2.5%(上限3%)	基準利率+1.0%(上限3%)
貸付期間	1年(うち据置期間1年以内)	設備資金:10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金:5年以内(うち据置期間2年以内)

企業再建資金

経営改善や経営再建に取り組む必要が生じ、通常の制度では融資が困難な方を支援する制度です。

	国民生活事業	中小企業事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社整理回収機構等の機関の関与の下で事業の再建を図る方 産業競争力強化法に基づく認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を図る方 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方等 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業の方で、日本政策金融公庫の要件に当てはまる方 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること 過剰債務の状況に陥っているものが経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導及び助言を受けており、かつ同計画に対する関係金融機関の合意が確認できていること
貸付限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万)	7億2,000万円
貸付利率	制度ごとに定められた利率	
貸付期間	20年(うち据置期間2年以内)	設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金:15年以内(うち据置期間2年以内)

事業承継・集約・活性化支援資金

経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方を支援する制度です。

	国民生活事業	中小企業事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な経営権の各所等により、事業の承継・集約を行う方 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者の方 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方等 	<ul style="list-style-type: none"> 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者と共に事業承継計画を策定している方 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業または新たな取り組みを図る方 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付に際して経営者個人保証を免除する方
貸付限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万)	直接貸付 7億2,000万円
貸付利率	制度ごとに定められた利率	
貸付期間	設備資金: 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)	

無担保・無保証人の融資制度 ～小規模事業者経営改善資金(マル経融資)～

商工会議所・商工会等の経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる融資です。

対象者	常時使用する従業員が製造業等で20人以下、商業・サービス業で5人以下の事業所
貸付限度額	2,000万円
貸付利率	定められた利率(特別利率)
貸付期間	設備資金: 10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金: 7年以内(うち据置期間1年以内)
その他	ご利用にあたっては商工会議所会頭・商工会会長等の推薦が必要です。

詳しくはこちら

日本政策金融公庫ホームページ「融資制度一覧から探す」
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/>

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 倉敷支店 国民生活事業 【TEL】086-425-8401

岡山県中小企業者向け融資制度

岡山県の中小企業者向け融資制度は、県内の中小企業者の方が必要とする資金の融通を円滑にすることを目的に、県で定めた制度要件等に基づき、原則として信用保証協会の信用保証を付けることを条件として、取り扱い金融機関が融資を行う制度です。

新規創業資金

これから新たに事業を開始する予定の方、事業開始後5年未満の方が利用できる資金です。

対象者	1か月以内に新たに事業を開始する個人
貸付限度額	中小企業事業：別枠3億円 国民生活事業：別枠4,000万円
貸付利率	基準利率(中小企業事業は長期運転資金に限り、上限3%)
貸付期間	設備資金：15年以内(うち据置期間3年以内) 運転資金：8年以内(うち据置期間3年以内)

経営革新資金

国や県の承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う場合、融資対象となる事業の実施により収益性の向上が見込まれる場合等に利用できる資金です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 国又は県の承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う中小企業者 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を市町村から受けた中小企業者等
貸付限度額	1億円
貸付利率	年1.00%以内
貸付期間	10年以内(うち据置期間2年以内)

事業承継対策資金

経営者の交代により、前経営者の資産のうち事業を継続するために必要な設備等を取得する場合など、事業承継を円滑に進めるために利用できる資金です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた中小企業者 事業承継計画に従い、事業承継を行う中小企業者
貸付限度額	8,000万円
貸付利率	年1.65%以内
貸付期間	10年以内(うち据置期間2年以内)

詳しくはこちら

岡山県ホームページ
「岡山県中小企業者向け融資制度」
<http://www.pref.okayama.jp/page/493332.html>

お問い合わせ先

岡山県産業労働部
経営支援課 金融支援班
【TEL】086-226-7361

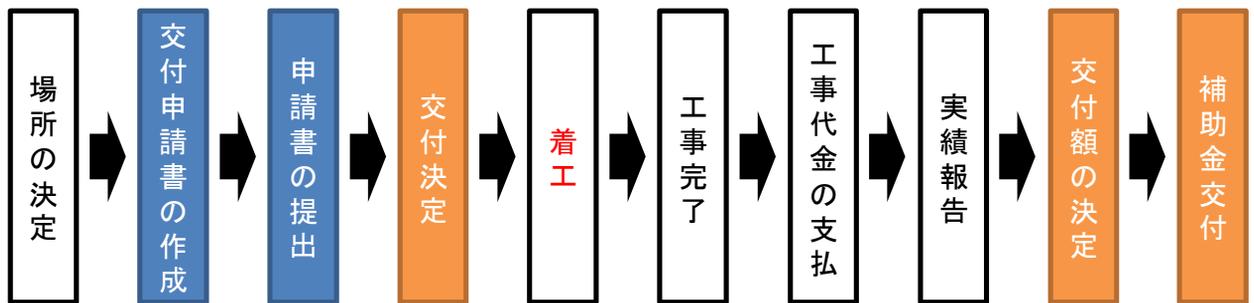
2. 補助金・助成金等

そうじゃ商人(あきんど)応援事業補助金

空き店舗等(空き家期間1年以上)を活用した創業を応援する「そうじゃ商人(あきんど)応援事業」を実施しています。

概要

対象者	空き店舗等を改修して新たに店舗を構え、事業を行う者
補助対象事業	・小売業(消費者と対面して行うものに限る) ・宿泊業・飲食サービス業 ・生活関連サービス業・娯楽業 ・教育・学習支援事業 ・医療・福祉業 ※十分な調査研究に基づく計画性があるもので、3年以上継続する見込みのある事業に限る
補助対象経費	空き店舗等を、本人又は市内の業者が主たる施工業者として改修を行う際に要する経費 (50万円以上でなければならない)
補助金額	補助対象経費の1/2以内(最大で50万円)



※申請より前に改修工事に着工している場合は、補助金の対象外となります

詳しくはこちら

総社市ホームページ「そうじゃ商人(あきんど)応援事業補助金」
<http://www.city.soja.okayama.jp/miryoku/sangyo-machi/akindo.html>

お問い合わせ先

総社市役所 魅力発進室 【TEL】0866-92-8308

工場立地に関する補助について

事業者の方が、次のような要件で工場・研究所等を建設する場合に、補助金などを交付し支援いたします。

なお、岡山県の「岡山県大規模工場等立地促進補助金」や「新岡山県企業立地促進補助金」などと併せて助成が可能です。

総社市大規模工場等立地促進補助金

概 要

区分			投資額	新規雇用	補助率	限度額	
			億円以上	人以上	%	億円	
特定業種 ※	新規立地	市営団地	食料品製造業	—	100	10	70
			食料品製造業以外	50	20	10	70
		県営団地	食料品製造業	—	100	10	50
			食料品製造業以外	50	20	10	50
		民有地	食料品製造業	—	100	5	25
			食料品製造業以外	50	20	5	25
	既立地企業の再投資	市営団地		5	10	10	5
		県営団地		5	10	10	5
		民有地		5	10	5	2.5
	試験研究施設への投資			1	5	10	2.5
特定業種 以外	新規立地	市営団地		100	100	5	70
		県営団地		100	100	25	50

※新エネルギー関連分野、次世代自動車・航空機関連分野、食料品製造業(新規立地の場合に限る)

総社市企業立地促進奨励金

要件

区分		面積	固定資産投資額	新規常用雇用
公的団地用地		1,000平方メートル以上	--	--
民有地	先端技術工場	2,000平方メートル以上	大企業:5億円以上 中小企業:2億円以上	大企業:30人以上 中小企業:10人以上
	一般製造工場	3,000平方メートル以上	大企業:2億円以上 中小企業:1億円以上	大企業:30人以上 中小企業:10人以上
	研究所等	2,000平方メートル以上	大企業:2億円以上 中小企業:1億円以上	大企業:10人以上 中小企業:5人以上

交付率等

区分		土地	建物等	新規常用雇用者	上限
新設	公的団地用地	土地固定資産評価額×3%	家屋固定資産評価額×9%	1人あたり30万円	3億円
	民有地	土地固定資産評価額×1.5%	家屋固定資産評価額×4.5%	1人あたり15万円	1.5億円
増設		対象の1/2			

詳しくはこちら

総社市ホームページ「補助金などの優遇措置」

http://www.city.soja.okayama.jp/kigyoyuutisyokoushinkou/sangyo_machi/kigyoyuuti/kigyoyuuti_syoureikin.html

お問い合わせ先

総社市役所 企業誘致商工振興課 【TEL】0866-92-8276

企業誘致情報提供報奨金（情報提供者への報奨金）

総社市内への企業の立地を促進するため、立地を計画している企業に関する情報を市に提供していただき、立地計画企業の誘致に成功した場合に、情報提供者へ報奨金をお支払いします。

概要

対象者	【情報提供者】宅地建物取引業を営む法人か個人、または国内に本店か主たる事務所を有する法人等
事業用地	事業用施設を設置するための土地
立地計画企業	事業用地を取得又は賃借しようとする企業
成約報奨金の額	市有地（土地開発公社が所有する土地を含む） ・売買：土地売買代金の3% ・賃借：賃貸借契約に基づく1か月分に相当する額
	民有地（8,000㎡以上） ・売買：土地売買代金の1% ・賃借：賃貸借契約に基づく1か月分に相当する額
適用期間	情報提供書受理証の交付から1年を経過する日

詳しくはこちら

総社市ホームページ「企業誘致情報提供報奨金（情報提供者への報奨金）」

http://www.city.soja.okayama.jp/kigyoyuutisyokoushinkou/sangyo_machi/kigyoyuuti/kigyoyuuti_housyoukin.html

お問い合わせ先

総社市役所 企業誘致商工振興課 【TEL】0866-92-8276

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画

中小企業の業況は回復傾向となっておりますが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新し、事業者自身が労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的としています。

概要

総社市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて、下記の要件(固定資産税の特例を受けるための要件)を満たし、2020年度中までに取得した設備については、取得設備の固定資産税を3年間免除(ゼロ)にします。

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度※比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ※直近の事業年度末</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{(営業利益+人件費+減価償却費)}}{\text{労働投入量}}$ <p style="text-align: center;">(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)</p> </div> <p>○算定式</p>
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備</p> <p>【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> 導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること 認定経営革新等支援機関(商工会議所、商工会等)において事前確認を行った計画であること

詳しくはこちら

総社市ホームページ「生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画について」
http://www.city.soja.okayama.jp/kigyoyuutisyokoushinkou/jigyoyuushi_koyou/seisan.html

お問い合わせ先

総社市役所 企業誘致商工振興課 【TEL】0866-92-8276

国・県等の補助金・助成金

現在募集中の国・県等の補助金・助成金の情報が掲載されています。

岡山県産業振興課	補助金情報を掲載しています！！ http://www.pref.okayama.jp/page/383431.html
中小企業庁	補助金等公募案内 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/
中国経済産業局	補助金公募等情報 https://www.chugoku.meti.go.jp/koubo/hojokinkobo.html
厚生労働省	事業主の方のための雇用関係助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

3. 経営相談等

支援機関の設置や専門家の派遣等によって、企業の課題解決をサポートしています。

経営全般

名称	総社商工会議所
概要	高度専門家中小企業支援・専門化派遣・労働保険事務代行・青色申告・PC会計導入サポート等各種相談業務を行っています。
HP	http://www.soja-cci.sakura.ne.jp/cci/
お問い合わせ	【TEL】0866-92-1122

名称	総社吉備路商工会
概要	経営指導や金融・税務・経理・労務等各種指導を行っています。
HP	http://www.okasci.or.jp/kibiji/
お問い合わせ	本部 【TEL】0866-93-8000 昭和支所 【TEL】0866-99-1116 清音支所 【TEL】0866-93-1879

名称	岡山県よろず支援拠点
概要	起業・創業から、中小企業等の売上拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。
HP	http://www.optic.or.jp/yorozu/
お問い合わせ	岡山県よろず支援拠点 ((公財)岡山県産業振興財団) 【TEL】086-286-9667

名称	岡山県中小企業支援センター
概要	岡山県産業振興財団職員や各分野のコーディネーターによる相談窓口や、専門家派遣、専門家相談システム(おかやま専門家NAVI)等による支援を行っています。
HP	http://www.optic.or.jp/enterprise_detail/index/1.html
お問い合わせ	岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 【TEL】086-286-9626

創業

名称	岡山県産業支援ネットワーク
概要	中小企業が必要な情報を収集できるポータルサイトを運営しています。
HP	http://www.optic.or.jp/okayama-ssn-m/
お問い合わせ	(公財)岡山県産業振興財団 総務部 総務企画課 【TEL】086-286-9664

名称	ドリームゲート
概要	WEBサイト等を活用した起業・会社設立支援サービス
HP	https://www.dreamgate.gr.jp/
お問い合わせ	DREAM GATE運営事務局 【TEL】03-3356-9121

名称	女性創業サポートセンター
概要	創業を支援する専門の相談員が各種相談に対応し、創業を目指す女性等を総合的にサポートします。
HP	http://www.optic.or.jp/enterprise_detail/index/42.html
お問い合わせ	岡山県女性創業サポートセンター 【TEL】086-233-0051

事業承継

名称	岡山県事業承継ネットワーク
概要	行政、支援機関、金融機関および士業団体等91機関によるネットワークで中小企業者の事業承継を支援します。
HP	http://www.optic.or.jp/push-succession/
お問い合わせ	(公財)岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 【TEL】086-286-9626

名称	岡山県事業引継ぎ支援センター
概要	産業競争力強化法に基づき、岡山県産業振興財団が中国経済産業局より委託を受けて設置した公的な相談窓口です。
HP	http://www.optic.or.jp/enterprise_detail/index/34.html
お問い合わせ	(公財)岡山県産業振興財団 事業引継ぎ支援センター 【TEL】086-286-9708

総社市役所 企業誘致商工振興課

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

TEL: 0866-92-8276 FAX: 0866-92-8386

Email: kigyoyuchi@city.soja.okayama.jp

